

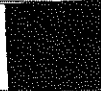


整理番号	1-13-7-1
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	長泉町企業家と意見交換		
年 月 日	平成 30 年 6 月 27 日～平成 年 月 日	金 額	2,550 円

目 的	長泉町企業家との意見交換により相互理解を深めるとともに近隣地域の様々な課題について共有を図る
使 途	交通費(タクシー代金 自宅⇄三島市内)
政務活動・ 県政との 関 連 性	近隣地域の企業家との意見交換によつての地域の現状と課題を把握し、今後の参考とし、より地域の課題などに即した県政を目指す
<<領収書貼付枠>>          	

按分の理由	領収書金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	2,550 円		2,550 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

## 領 収 書

2018年06月27日

車番 003440 No.1234 800  
 基本運賃 ¥1250  
 迎車料金 ¥130  
**合計金額 ¥1380**  
 決済対象額 ¥1380  
**決済金額 ¥1380**

上記の通り領収致しました  
 毎度御乗車

ありがとうございます  
 お忘れ物・お問い合わせは  
 下記までご連絡ください

富士急静岡タクシー (株)

本社 営業所  
 電 話

0120-249-001

## 未 収 書

2018年06月27日

車番 003210 No.3240 000  
 基本運賃 ¥1170  
**合計金額 ¥1170**  
 決済対象額 ¥1170  
**決済金額 ¥1170**

毎度御乗車

ありがとうございます  
 お忘れ物・お問い合わせは  
 下記までご連絡ください

富士急静岡タクシー (株)

本社 営業所  
 電 話

0120-249-001

整理番号	1-13-7-2
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請接待活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	宅地建物取引業者と意見交換		
年月日	平成30年6月28日～平成 年 月 日	金額	2,310円

目的	宅地建物取引業者の皆様との意見交換により近隣地域の様々な課題について共有を図り、要望等をお伺いする
使途	交通費 (タクシー代 自宅⇄三島市内)
政務活動・ 県政との 関連性	宅建協会との意見交換によって現状、要望等を伺い県政に反映させる
〈領収書貼付枠〉	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,310円	100%	2,310円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

## 未 収 書

2018年06月28日

車番 003300 No.0181 800

基本運賃 ¥1170

迎車料金 ¥130

合計金額 ¥1300

決済対象額 ¥1300

決済金額 ¥1300

毎度御乗車

ありがとうございます  
お忘れ物・お問い合わせは  
下記までご連絡ください

富士急静岡タクシー(株)

本社 営業所

電 話

0120-249-001

## 領 収 書

2018年06月28日

車番 003420 No.0043 000

基本運賃 ¥1010

合計金額 ¥1010

決済対象額 ¥1010

決済金額 ¥1010

上記の通り領収致しました  
毎度御乗車

ありがとうございます  
お忘れ物・お問い合わせは  
下記までご連絡ください

富士急静岡タクシー(株)

本社 営業所

電 話

0120-249-001

整理番号	1-13-7-3
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	介護事業者と意見交換		
年月日	平成30年6月29日～平成 年 月 日	金額	2,180円

目的	介護事業者との意見交換により相互理解を深めるとともに業界の現状、課題を伺う
使途	交通費 タクシー代 (自宅→沼津市内)
政務活動・ 県政との 関連性	介護業界は・介護報酬低下・介護人材不足・介護レベル低下などの現状に直面しており、 厳しい状況に置かれている。地域、県を挙げて適切な介護サービスと質の向上を図り、介 護職員にとってより働きやすい環境と業務内容の仕組みづくりが必要である。

《領収書貼付枠》

領 収 書

2018年06月29日

車番 003190 No.6536 800

基本運賃 ¥2050

迎車料金 ¥130

合計金額 ¥2180

決済対象額 ¥2180

決済金額 ¥2180

上記の通り領収致しました

毎度御乗車ありがとうございます

お忘れ物・お問い合わせがございましたら

下記までご連絡ください




富士急静岡タクシー(株) 営業所

電話 0120-249-001

按分の理由	領収書金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,180円	100%	2,180円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	1-13-7-4
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	--	-------	---

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請練習等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	平成 30 年 7 月 2 日～平成 30 年 7 月 6 日	金 額	9,630 円

目 的	県事業の内容聴取及び地元要望について意見交換
使 途	交通費 新幹線代往復(三島駅⇄静岡駅) タクシー代往復(自宅⇄三島駅)
政務活動・ 県政との 関連性	県事業の内容や進捗状況を確認し、また積極的に地元要望をかなえ、より地域の課題などに即した県政を目指す
<<領収書貼付枠>>  別紙のとおり	

按分の理由	領収書金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
全て政務活動にかかるものである。	9,630 円	100%	9,630 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

No. 1

新幹線回数券

三島-静岡 (6枚綴り)  
10,980円

2枚使用

$10,980円 \times 2/6 = 3,660円$   
充当

駅No 520102 領収書No 51  
窓口No 25  
領 収 書

様

金額 ￥10,980円  
「消費税等込み」

但し、乗車券類(クレジット扱い)として

30年 6月28日  
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

三島駅

現金出納社員

印

No. 2

未 収 書

2018年07月06日

車番 003470 No.8532 000

基本運賃 ￥1010

合計金額 ￥1010

決済対象額 ￥1010

決済金額 ￥1010

毎度御乗車

ありがとうございます

お忘れ物・お問い合わせは

下記までご連絡ください

富士急静岡タクシー (株)

本社 営業所

電 話

0120-249-001

未 収 書

2018年07月06日

車番 003300 No.0293 800

基本運賃 ￥1170

迎車料金 ￥130

合計金額 ￥1300

決済対象額 ￥1300

決済金額 ￥1300

毎度御乗車

ありがとうございます

お忘れ物・お問い合わせは

下記までご連絡ください

富士急静岡タクシー (株)

本社 営業所

電 話

0120-249-001

新幹線回数券

領収書はNo.1(2回)に

2枚使用 3,660円充当

No.	月 日	用 件	金額 (円)
1	7月2日	文教警察 地元中学校スクールカウンセラーの件	3,660
2	7月6日	経産部 種子法の改正について	5,970
合計			9,630



整理番号	1-13-7-5
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> 事務所費・人件費		
内容	政務活動費書類の郵送		
年月日	平成30年7月5日～平成 年 月 日	金額	510円

目的	県庁へ政務活動費書類を発送
使途	郵送料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

**領収書**

毎度ありがとうございます

[販売] レターパックプラス(510円) 1枚 510円 ----- 小計 ¥510	課税計 (内消費税等 非課税計)
¥0	¥0
¥0	¥510
合計 ¥510	
お預り金額 ¥510	

印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済

〒100-8798 日本郵便株式会社  
東京都千代田区豊分 1-3-2  
取扱日時: 2018年7月5日 11:07  
担当 発行人 No. 180705J1911 端N59箱01  
連絡先: 三島清水郵便局  
TEL: 055-975-4693

按分の理由	領収書金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
全て政務活動費にのみ 対応	510円	100%	510円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	1-13-7-6
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	--	-------	---

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	近隣地域企業家との意見交換		
年 月 日	平成30年7月5日～平成 年 月 日	金 額	2,040 円

目 的	近隣地域企業家との意見交換により相互理解を深めるとともに近隣地域の様々な課題について共有を図る
使 途	交通費(タクシー代金 自宅⇄三島市内)
政務活動・ 県政との 関 連 性	企業家との意見交換によって職種別の現状をお伺いし、東部地域の産業を活性化をめざし、より地域の課題などに即した県政を目指す

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	2,040 円	100%	2,040 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 書

No. 7331

日付 '18年07月05日  
 車番 002120 800  
 基本運賃 ¥850円  
 迎車料金 ¥130円  
**合計 ¥980円**

上記の通り領収致しました  
毎度御乗車

ありがとうございます

お忘れ物・お問い合わせは

下記までご連絡ください

富士急静岡タクシー (株)

沼津 営業所

電 話

0120-249-001

領 収 書

2018年07月05日

車番 003030 No.4558 800

基本運賃 ¥930

迎車料金 ¥130

**合計金額 ¥1060**

決済対象額 ¥1060

**決済金額 ¥1060**

上記の通り領収致しました  
毎度御乗車

ありがとうございます

お忘れ物・お問い合わせは

下記までご連絡ください




富士急静岡タクシー (株)

本社 営業所

電 話

0120-249-001

整理番号	1-13-7-8
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告の郵送		
年月日	平成30年7月6日～平成 年 月 日	金額	19,402 円

目的	県政報告書を発送
使途	郵送料
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に報告する。

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	19,402 円	100%	19,402 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

## 領収書

毎度ありがとうございます

様

[別納引受]		
区内特別基(定)	10.0g	
@72	241通	¥17,352
小計		¥17,352
第一種定形	10.0g	
@82	25通	¥2,050
小計		¥2,050
郵便物引受合計通数	266通	
課税計	¥19,402	
(内消費税等)	¥1,437	
非課税計	¥0	
合計	¥19,402	
お預り金額	¥19,500	
おつり	¥98	

印紙税申告納

付につき廻町

税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社  
東京都千代田区霞が関1-3-2  
取扱日時：2018年 7月 6日 14:29  
担当：[REDACTED]  
発行No.180706A6729 端N59箱01  
連絡先：三島清水郵便局  
TEL:055-975-4693

整理番号	1-13-7-11
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	総理公邸にて安倍総理、西村副官房長官等と意見交換		
年月日	平成30年7月9日～平成 年 月 日	金額	8,000円

目的	意見交換により地元要望等を伝える ・養護教諭の配置基準の見直し
使途	交通費 (新幹線代往復 三島駅⇔東京駅)
政務活動・ 県政との 関連性	意見交換によって諸問題解決に繋げるべく地元要望等を伝え、より地域の課題などに即した県政を目指す

《領収書貼付枠》

**領 収 書**

Receipt \_\_\_\_\_ 様

領収年月日 2018.-7.-9

金額 ¥4,000

(クレジット扱い)

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(50124 1枚)

東日本旅客鉄道株式会社

東京駅

東京駅C60発行 60125-02

印紙税申告納  
付につき波谷  
税務署承認済

**領 収 書**

Receipt \_\_\_\_\_ 様

領収年月日 2018.-7.-9

金額 ¥4,000 (消費税等込み)

(クレジット扱い)

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(30598 1枚)

東海旅客鉄道株式会社




三島駅

三島駅MV-8発行 40599-01

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済




按分の理由	領収書金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
全て政務活動にかかるものである。	8,000円	100%	8,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県 外 調 査 概 要 書</p> <p>平成 30 年 8 月 7 日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹</p>						
目 的	地元要望(養護教諭の配置基準の見直し)を首相及び内閣官房副長官と意見交換					
年 月 日	平成 30 年 7 月 9 日					
場 所	東京都千代田区永田町 総理大臣公邸					
内 容	<p>1 行程 三島 - 東京 (往復鉄道利用)</p> <p>2 応対者 内閣総理大臣 安倍晋三・内閣官房副長官 西村康稔</p> <p>3 聴取内容 地元要望(養護教諭の配置基準の見直し)に関する意見交換を行った。</p> <p>4 県政への反映 地元長泉町では子供の数が増えている近在では珍しい町である。そこで、小中学生のメンタル不安やいじめや不登校、発達障害、アレルギー対応などの問題が多様化している昨今、養護教諭が必要となり、小人数体制では教諭の多忙化が問題となっている。複数配置基準に満たない大規模校で配置人数の見直しが必要とお伝えをし、静岡県の小学生の安心安全に寄与するものと思い、意見交換によって諸問題解決に繋げるべく地元要望等を伝え、より地域の課題などに即した県政を目指す。</p>					

\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

整理番号	1-13-7-12
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	--	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	エネルギー関連会社と意見交換		
年月日	平成30年7月9日~平成 年 月 日	金額	2,580円

目的	地元エネルギー関連会社との意見交換により相互理解を深めるとともに近隣地域の様々な課題について共有を図る
使途	交通費 (タクシー代 自宅→沼津市内)
政務活動・県政との関連性	地元エネルギー会社との意見交換によって現状をお伺いし、今後の参考として、より地域の課題などに即した県政を目指す

《領収書貼付枠》

未 収 書

2018年07月09日

車 基 迎 合 決 決 毎

番 本 車 計 決 決 度

003040 No.3696 800

運賃 ¥2450

料金 ¥130

合計金額 ¥2580

決 決 毎

金額 ¥2580

金額 ¥2580

乗車 ありが 忘れ 下記 富士

御乗車 がお 忘れ 下記 富士

車 ありが 忘れ 下記 富士

御乗車 がお 忘れ 下記 富士

タクシー (株)

岡 本 社

電話

0120-249-001

按分の理由	領収書金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,580円	100%	2,580円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号	1-17-7-13
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	地元企業家、建設業者と意見交換		
年月日	平成30年7月10日～平成 年 月 日	金額	2,260円

目的	地元企業家、建設業者との意見交換により業界の現状を伺い、相互理解を深めるとともに様々な課題について共有を図る
使途	交通費(タクシー代金) 沼津 → 自宅
政務活動・県政との関連性	建設産業は、建設業就業者の高齢化や新規入職者の減少による人手不足などの課題を抱えている。この業界を安定させることで地域住民の生活、県民の生活の安定に繋げたい。

《領収書貼付枠》

未 収 書

No. 7544

日付 '18年07月10日

車番 002160

基本運賃 ¥2130円

迎車料金 ¥130円

合計 ¥2260円

毎度御乗車

お忘れ物・お問い合わせは

下記までご連絡ください

富士急静岡タクシー(株)

沼津営業所

電話 0120-249-001

按分の理由	領収書金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,260円	100%	2,260円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	1-13-7-14
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 7 月分】 ( 会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹 )

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	3,116

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 ⑧

《領収書貼付枠》

領収金額(円)×充当限度割合

$$6,439 + 6,028$$

$$= 12,467$$

$$12,467 \times 1/4$$

$$= 3,116 \text{ 円}$$

按分の理由	領収書金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
政務活動と後援会活動と私 用で按分	12,467	1/4 25%	3,116 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# ENEOS

# Express

## 納品書(領収書)

2018年07月12日 17:13

売上

〒410-0001 島田市井口877 様

車種番号 英車番

0026-00

レギュラー P-07

42.64L \*

¥6,439

合計 ¥6,439

(内消費税等(8.00%) ¥477)

クレジット支払

有効期限: XX/XX NC

支払方法: 一括払い

承認番号: 0000018

ENEOSフロンティア南関東Co

EF神2DDセルフ吉田インター店

静岡県 島田市井口877

TEL:0547-38-6706 SS-372533

シートNo. 3398-02 店No2899-2901

007:1111 2018/07/12

## 系内品書(領収書)

(株)吉田石油店

ルート1三島SS

静岡県三島市玉川9-1

TEL:055-973-7337

2018/07/30(月)13:22

〒410-0001 島田市井口877 様

レギュラーガソリン

021000 ¥6028

40.73L @148.0 L- 6 N-16

割引適用(012878)

2円/L.個 割引 済み

小計 ¥6,028

(内消費税等 ¥447)

合計 ¥6,028

承認No. 0000022

支払方法 一括

事前-リ OK

端末処理通番 13872

※本書保管上のお願!!!

財布・手帳等にはさんで保管頂く

場合は、印刷面を内側に折り保管

をお願い致します。

クイズに答えて100万円GET!

さらに3000円のご利用で5千円

のQUOカードが当たる!詳しくは

JXTGエネルギー夏祭り!で検索

No.9823 担当: [REDACTED]

POS番号01

2018/07/30

7/12 7/30

整理番号	1-13-7-15
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	長泉町住民と意見交換		
年月日	平成30年7月15日～平成 年 月 日	金額	2,980円

目的	元長窪住民との意見交換により相互理解を深めるとともに近隣地域の様々な課題について共有を図る
使途	交通費(タクシー代金 自宅→長泉町内)
政務活動・ 県政との 関連性	近隣地域の情報を収集し、県政の発展に役立てる。

《領収書貼付枠》

未 収 書

2018年07月15日

車番 703010 No.9730 800

基 本 運 賃 ¥2850

迎 車 料 金 ¥130

合 計 金 額 **¥2980**

決 済 対 象 額 ¥2980

決 済 金 額 **¥2980**

毎 度 御 乗 車

あ り が と う ご ざ い ま す

お 忘 れ 物 ・ お 問 い 合 わ せ は

下 記 ま で ご 連 絡 く だ さ い

富 士 急 務 タクシー(株)


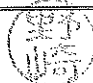

本 社 営 業 所

電 話 0120-249-001

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,980円	100%	2,980円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	1-13-7-16
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	不動産、建設業者との意見交換		
年月日	平成30年 7月19日～平成 年 月 日	金額	2,070円

目的	意見交換により相互理解を深めるとともに近隣地域の様々な課題について共有を図る
使途	交通費(タクシー代金 三島市内⇄自宅)
政務活動・ 県政との 関連性	不動産、建設業者との意見交換によつての業界の現状と課題を把握し、業界と自治体が連携し、より地域の課題などに即した県政を目指す。
<<領収書貼付枠>> :	

按分の理由	領収書金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,070円	100%	2,070円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

未 収 書

2018年07月19日

車番 003130 No.5217 800

基本運賃 ¥850

迎車料金 ¥130

合計金額 ¥980

決済対象額 ¥980

決済金額 ¥980

毎度御乗車

ありがとうございます  
お忘れ物・お問い合わせは  
下記までご連絡ください

富士急静岡タクシー(株)

本社 営業所

電 話

0120-249-001

未 収 書

No.1550

日付 '18年07月19日

車番 003370 000

基本運賃 ¥1090円

合計 ¥1090円

毎度御乗車

ありがとうございます  
お忘れ物・お問い合わせは  
下記までご連絡ください

富士急静岡タクシー(株)

本社 営業所

電 話

0120-249-001

整理番号	1-13-7-17
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">事務所費</span> 人件費		
内容	事務所光熱水費		
年月日	平成30年5月13日～平成30年6月12日	金額	3,003円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の維持
使途	平成30年7月請求分電気料 (6月分)
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> <div style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>	

按分の理由	領収書金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
政務活動と後援会で按分	6,006円	1/2	3,003円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



[REDACTED]

[REDACTED]

30-07-06 SMBC (イ-ルツ) 6,006

[REDACTED]



No.1-13-7-17

**電気料金等のお知らせ** 2018年 6月分

2018年 6月15日算定  
1/1

いつもご使用ありがとうございます。

このお知らせ票で金融機関やコンビニエンス・ストアでのお支払いはできません。

請求額	6,006 円	(うち消費税等相当額 444円)
ご使用者さま	坪内 秀樹事務所 様	
ご使用場所	〒411-0902 静岡県駿東郡清水町玉川57-1	
ご使用期間	2018年 5月13日～2018年 6月12日 (31日間)	
検針日	2018年 6月13日	次回検針予定日 2018年 7月17日

お客さま番号	██████████	ご契約容量	40A
ご契約種別	関東MP従量電灯B		
電気使用量	219kWh		
供給地点特定番号	0300111090355116200051		
お支払方法	口座振替 振替予定日は2018/07/06となります。(金融機関休業日の場合は翌営業日)		

項目	単価	数量	金額
基本料金	1,116円48銭	31日	1,153円69銭
電力量1段料金	19円33銭	124.00	2,396円92銭
電力量2段料金	24円10銭	95.00	2,289円50銭
電力量3段料金	26円94銭	0.00	0円00銭
燃料費調整費	-2円14銭	219.00	-468円66銭
電気料			5,371円
再工費	2円90銭	219.00	635円
料金合計			635円

6月(当月)	-2円
7月(翌月)	-2円10銭
差分	0円04銭

620A03XXHK01082#

口座振替の場合は「SMBCイーレックスパーク」に、振替元の名称が順次変更となります。

お問い合わせ先  
イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社  
カスタマーセンター 電話 0120-613-700  
平日：午前9:00～午後8:00  
土曜日：午前10:00～午後5:00

整理番号	1-13-7-18
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証 拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費 <u>広聴広報費</u> 要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告作成		
年月日	平成30年7月25日~平成	年 月 日	金額 518,263円

目的	県政に係る情報等を県民に報告
使途	制作費、印刷費、配布料
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に報告する。

《領収書貼付枠》

領 収 証

No. ....

坪内 秀樹 様 承 30年 7月 25日

金額	¥	518,263	-
----	---	---------	---

内 消費税 但 上記正に領収いたしました

現金		
小切手		

TSUNAGU DESIGN  
静岡県佐藤会派代表者 坪内秀樹様  
ご入金



DY-16

按分の理由	領収書金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
全て政務活動にかかるものである	518,263円	100%	518,263円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

## 御 請 求 書

No B-1803-0001

請求日 2018年7月25日

坪内ひでき様

TSUNAGU DESIGN



勝又祐太

〒412-0005

静岡県御殿場市仁杉916-3

案件名: 県政報告チラシ料金

下記をご請求申し上げます。



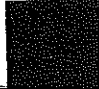
合計(税込)	¥518,263
--------	----------

	品目	数量	単価	価格
1	県政レポートデザイン・制作費	1	129000	129,000
2	県政レポート原稿制作・原稿ライト費	1	35000	35,000
3	印刷・加工費			
4	サイズ:B4 色数:両面カラー 紙質:マットコート70キロ	18,000	6,112	110,000
5	サイズ:34cm×25cm 色数:両面カラー 紙質:コート135キ	3,500	10,857	38,000
6	新聞オリコミ料(清水町・長泉町全域)	17,481	3	52,443
7	郵便局タウンメール料(本宿・中土狩)	3,218	25.926	83,430
8	営業費	1	32000	32,000
			小計	479,873
			消費税	38,390
			合計	518,263

お振込口座
スルガ銀行 函南支店 (普通)3499845
※お振込先口座名は「カツマタユウタ」です。

備考

整理番号	1-13-7-19
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	携帯電話料		
年月日	平成30年7月31日～平成 年 月 日	金額	3,720 円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	平成30年7月請求分電話料
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>>          内訳書 ※1 : 4,900 円 海外 1day パケ定額料・充当可 (割引等があるため、4,407 円を充当する)  19,040 円-4,158 円 =14,882 円×1/4 =3,720 円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用と後援会活動と政務活動で按分。	14,882 円	1/4	3,720 円
		25%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



[REDACTED]

[REDACTED]

30-07-31 トコモ ケイタイ 19,040  
\*\*\*\*\*新しい通帳への繰越手続きをお願いします\*\*\*\*\*

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2018年 7月ご請求分
----------------------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇基本使用料 (計) 2,700	2,700	ご利用期間 (6/1~6/30) カケホーダイプラン (スマホ/タブ) iPhone	合 算
◇通話料・通信料 (計) 2,895	1,050	Xi・SMS通話料 6月ご利用分	合 算
	1,740	WORLD_WING通話料 (発信分) 6月ご利用分	非対象等
		WORLD_WING通話料 (着信分) 6月ご利用分	非対象等
◇パケット定額料等 (計) 4,200	5,000	XiデータMパック (標準) 定額料	合 算
	-800	ずっとドコモ割プラス (料金割引)	合 算
	0	(参考) 当月ご利用データ量 2.0G (通信速度制限含む)	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 4,407	300	spモード利用料	合 算
	300	留守番電話サービス利用料	合 算
	200	キャッチホン利用料	合 算
	100	メロディコール利用料	合 算
	-200	オプションパック割引料 (留守・キャッチ・メロディ・転送)	合 算
	750	ケータイ補償 iPhone&iPad750	合 算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合 算
	-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合 算
	4,900	海外1dayバケ定額料 (980円) 6月ご利用分 利用回数は5回でした。	非対象等
	50	請求書発行手数料 7月請求分	合 算
	-2,295	月々サポート適用額 本回線は23回目の適用 (全24回)	内 税
	300	機種変更応援プログラム利用料	非対象等
	2	ユニバーサルサービス料/基本 1番号あたり2円のご請求となります	合 算
◇端末等代金分割支払金 X 4,158	4,158	端末等代金分割支払金 23回目のご請求です。(全24回) ご請求は2018年8月請求迄で、分割支払金残額は 4,158円です。	非対象等
◇消費税等相当額 (計) 680	680	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×8%	
◇合計 19,040	19,040	合計	
<p>&lt;NTTドコモからのお知らせ&gt;</p> <p>○継続利用期間は、6月末で 21年6か月となりました。</p> <p>○ポイントのお知らせ 今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、140です。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、14,072円です。) ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。</p> <p>○ステージのお知らせ 6月末のステージは、プラチナステージです。 ※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。</p>			

<p>***NTTドコモからのお知らせ***</p> <p>●各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。 【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。</p> <p>●弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。</p>	<p>***ユニバーサルサービス料について***</p> <p>ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。</p>
--	---





[Redacted text block]

[Redacted text block]

30-07-31 テンワリヨウ 9,743

[Redacted text block]

\*\*\*\*\*新しい通帳への繰越手続きをお願いします\*\*\*\*\*



料金内訳名	金額(円)	繰区分	ご利用期間等のお知らせ
【代表電話番号計】 (055) 983-2345			
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料(基本料)	3,780	合算	
フレッツ 光ライト F利用料	3,200	合算	
あっと割 3ヶ月間光ライト割	-900	合算	
工事費(新規分割払い)	500	個別	
ひかり電話A(エース) 定額料1	1,020	合算	
ひかり電話A(エース) 定額料2	480	合算	
複数チャンネル使用料	200	合算	
ひかり電話(通話料)	128	合算	
ひかり電話A(エース) 定額料分通話	-128	合算	
ひかり電話(携帯電話等への通話料)	624	合算	
ユニバーサルサービス料	2	合算	
INS通話料	85	合算	
ユニバーサルサービス料	2	合算	
消費税相当額	718		
(内訳) 消費税相当額(個別分)	(39)		
(内訳) 消費税相当額(合算分)	(679)		
(小計)	9,711		
【NTTコミュニケーションズご利用分】			
INS通話料	30	合算	
消費税相当額	2		
(内訳) 消費税相当額(合算分)	(2)		
(小計)	32		
(合計)	9,743		電話数は2です。
【電話番号別の内訳】 (055) 983-2345			
【NTT西日本ご利用分】			
フレッツ 光ライト F利用料	3,200	合算	6月 1日～ 6月30日

電話料金等についてのご案内

●ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、ユニバーサルサービス支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から1電話番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

●口座振替について、転居等の事由により、お客様番号(電話番号等)が変更となる場合(東西事業会社を跨る場合など)は継続されませんので、再度申込みが必要となります。

●「お客様のご要望で、ダイヤル通話料等の明細内訳を記録しているデータ」につきましては、原則としてお支払期限の2ヶ月後に消去させていただきます。

なお、着信無料通話(116、113、フリーダイヤル等)につきましては記録しておりません。

●他社利用分「ISP利用料等」、ダイヤルQ<sup>2</sup>情報料、リース料、割賦代金等の回収代行料金については、NTT西日本がご請求する「ご請求額」に含まれます。なお、当該料金は、電話の利用停止の対象とはなりません。

●フレッツサービス等の移転または廃止等をお申込みされた場合、「ご利用期間等のお知らせ」欄に利用期間が表示されない場合があります。

ご利用期間、その他、電話料金に関するお問合せにつきましては、「請求書(口座振替のお知らせ)」表面の「料金お問合せ先」(無料)までお問合せ願います。

ご利用期間内に移転されたお客様は上段に旧電話番号、下段に現電話番号のご利用料金が表示される場合があります。

自動延伸型割引サービスご契約中のお客様へ

フレッツ光の割引サービス(光もつともつと割、Web光もつともつと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[<http://flets-w.com/wari/>]でご確認ください。



PEFC認証  
この製品は持続可能に管理された森林からの原材料および管理材が使用されています。

整理番号 1-13-7-21

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <b>人件費</b>		
内容	事務員雇用		
年月日	平成30年7月1日～平成30年7月31日	金額	99,450円

目的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用
使途	平成30年7月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

領収書

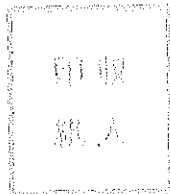
No. 発行日H30. 7. 31

坪内 ひでき 様

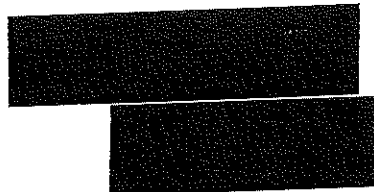
下記、正に領収いたしました。

金額： ¥119,000

但 H30年7月分給与として




内  
消費税等



按分の理由	領収書金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
雇用実績表に基づき		117/140	
按分	119,000円		99,450円




※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

7月分		氏名		
日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	日			
2	月	6	5	6月分政務活動費支出関係書類の作成、整理
3	火	6	5	6月分政務活動費支出関係書類の作成、整理
4	水	6	5	6月分政務活動費支出関係書類の作成、整理
5	木	6	5	6月分政務活動費支出関係書類の作成、整理
6	金	6	5	地域住民からの意見、要望聴取
7	土			
8	日			
9	月	6	5	地域住民からの意見、要望聴取
10	火	6	5	地域住民からの意見、要望聴取
11	水	8	7	地域住民からの意見、要望聴取
12	木	6	5	地域住民からの意見、要望聴取
13	金	8	6	地域住民からの意見、要望聴取
14	土			
15	日			
16	月	6	5	地域住民からの意見、要望聴取
17	火	6	5	地域住民からの意見、要望聴取
18	水	6	5	地域住民からの意見、要望聴取
19	木	6	5	地域住民からの意見、要望聴取
20	金	8	7	地域住民からの意見、要望聴取
21	土			
22	日			
23	月	6	5	政務活動費支出関係書類の整理
24	火	6	5	政務活動費支出関係書類の整理
25	水	6	5	7月分政務活動費支出関係書類の作成、整理
26	木	8	7	7月分政務活動費支出関係書類の作成、整理
27	金	6	5	7月分政務活動費支出関係書類の作成、整理
28	土			
29	日			
30	月	6	5	7月分政務活動費支出関係書類の作成、整理
31	火	6	5	7月分政務活動費支出関係書類の作成、整理
計		140	117	
上記のとおり雇用したことを証明する。				平成 30 年 7 月 31 日 坪内 秀樹 
[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。 ①[117時間]×単価[850円]= 99,450円				

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号	1-13-7-22
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費・研修費 <u>広聴広報費</u> 要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ホームページ保守、更新		
年 月 日	平成 30 年 7 月 31 日～平成 年 月 日	金 額	5,400 円

目 的	県政に係る情報等を県民に報告
使 途	平成 30 年 7 月分保守料
政務活動・ 県政との 関 連 性	県の施策、議会での発言内容、政務活動状況などを掲載し、情報を広く伝えるとともに、意見を聴取し、県政に反映させる。
《領収書貼付枠》	

按分の理由	領収書金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
後援会活動に係る事も 生ずる為	10,800 円	1/2	5,400 円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

No. 1-13-7-22

領 収 書

NO. 18101

坪内秀樹 様



¥10,800-




但 サイト管理料 として  
2018年7月31日 上記の金額、正に領収致しました。

収入  
印紙

内訳  
税抜金額 ¥10,000 駿東郡清水町八幡195-2  
消費税額等 8% ¥800 有限会社 ウイル・コーポレーション



整理番号	1-13-7-23
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・坪内秀樹)

経費項目	調査研究費 研修費		
内容	静岡経済研究所会費		
年月日	平成30年 7月2日~平成 年 月 日	金額	35,000 円

会の趣旨・目的	実証的な経済活動により、静岡経済・社会の発展に寄与することを目指す。
会の活動内容等	公正中立な立場で調査・研究活動を行い、地域に密着した情報提供を目指し地域の経済、産業および企業経営に関する問題について実証的な研究・提言を行う。
政務活動・県政との関連性	地域に密着した情報を入手し地域経済、静岡経済の発展に即した県政を目指す

《領収書貼付枠》

別紙に添付

※ 添付書類：団体の会則 事業概要・その他 ( )

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する団体会費のため、全額充当する	35,000 円	100%	35,000 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

振込金受取書  
(兼手数料)

平成 30 年 7 月 2 日			
金額	百万	千	円
		35000	
先方銀行	静岡銀行 呉服町支店		
お預金目 受種	普通	口座番号	0730863
	おなまえ 財団法人 静岡経済研究所 様		
ご依頼人	工平内秀樹 様		
(内訳) ①維持会費 2.賛助会費 3.まんすりー 4.静岡県会社要覧 5.トピックス 6.経済ファイル 7.セミナー 8.その他		手数料	


上記の金額正に受取りました。

(取扱店) \_\_\_\_\_

(取扱店 → 依頼人)



## 静岡県会社要覧



- 静岡県内の4,000社以上の企業情報を会員に 無料 でお届けいたします。取引先の開拓、会社情報の収集、協力会社の発掘用としても有効なツールとして活用されています。 ※2015年度掲載企業数4,276社。

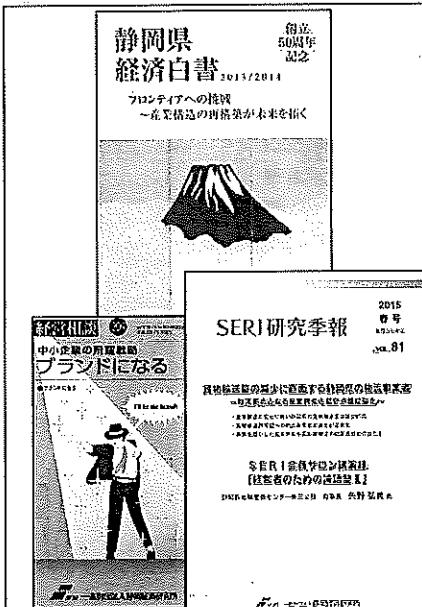
静岡県内に基盤を置く企業及び事業所の

- ヒト・・・（代表者、役員、従業員数など）
- モノ・・・（営業品目、生産状況など）
- カネ・・・（資本金、決算概要など）

を網羅、静岡県内唯一の企業データ本

## 維持会員限定特典

維持会員にはさらに以下の特典があります

	SERI研究季報	産業構造分析や統計データ分析、地域振興調査など、企業経営の課題や産業振興のためのヒントを提供
	小冊子 「経営相談」	中小企業が抱えるさまざまな経営課題や、お役立ち情報をわかりやすく解説
	静岡県経済白書	静岡県の経済・産業の全体像や主要産業の動向、今後の成長に向けた道筋など、県内経済の概要をまとめた一冊
	静岡県会社要覧 CD-ROM	静岡県会社要覧のデータを複合検索、全文検索でき、抽出した企業データのファイル出力が可能
	経営セミナー割引	賛助会員価格から、さらに割引いた価格で提供
	干支情報	その年の干支にちなんだトピックスなどの限定情報
	維持会員専用サイト	定期刊行物のバックナンバーや記者発表資料などを掲載

## 年会費（不課税）

○維持会員 年間 35,000 円      ○賛助会員 年間 12,000 円

お申し込みは当研究所または静岡銀行本支店の窓口で承ります。  
会員は法人、個人を問いません。



一般財団法人  
**静岡経済研究所**

〒420-0853 静岡市葵区追手町1-13 アゴラ静岡 5階  
 TEL (054) 250-8750    FAX (054) 250-8770  
 URL <http://www.seri.or.jp>



## 一般財団法人静岡経済研究所定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人静岡経済研究所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、静岡県内の経済・産業、企業経営、地域動向等に関する調査研究を行い、産業振興及び地域経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 静岡県内の経済・産業、企業経営、地域動向等に関する調査研究
- (2) 機関誌の刊行、ウェブサイト・電子媒体等を通しての情報提供
- (3) 各種講演会、研修会、セミナー等の開催・業務受託・講師派遣
- (4) 経済・社会及び企業経営に関する調査等受託業務・相談業務
- (5) 通信講座、提携セミナーの紹介、斡旋並びに図書・資料の閲覧・貸出
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 資産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 評議員会で基本財産とすることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事

長が作成し、理事会の承認を受けて、評議員会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) その他法令で定められた事項

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

- 4 この法人は、剰余金の分配を行わない。

### 第3章 評議員

(評議員の設置)

第11条 この法人に、評議員5人以上10人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団法人・財団法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 前項の報酬等の他、評議員には費用を弁償することができる。

## 第4章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 理事及び監事の責任の一部免除
- (5) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分又は除外の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事が招集する。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 理事及び監事の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決

に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上15人以内
  - (2) 監事 3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とする。
  - 3 理事長以外の理事のうち、副理事長、専務理事及び常務理事を置くことができる。
  - 4 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事以外の理事のうち、常勤の理事を置くことができる。
  - 5 第2項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、第3項及び前項の理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び常勤の理事は、理事会の決議によって選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長、専務理事、常務理事及び常勤の理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び常勤の理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時評議員会の終結の時まで

とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。  
(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第31条 この法人は、一般社団・財団法人法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任について、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、一般社団・財団法人法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第198条で準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び常勤の理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長、専務理事又は常務理事のいずれかが理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長、専務理事又は常務理事のいずれかが理事会の議長となる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条第1項についても適用する。

(解散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 会員

(会員)

第43条 この法人の事業に賛同する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員規程によるものとする。

## 第9章 補則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。



## 領 収 書

現・チ・ク・割引 No. 3248

日付 2018年 07月 24日

車番 000135 0000

基本運賃 ¥2,050円

合計 ¥2,050円

上記の様に領収致しました  
毎度ご乗車ありがとうございます

沼津第一交通(株)

沼津市新沢田町10-9

フリー 0120-55-7233

配車 055-921-7233

事務所 055-923-5811

## 領 収 書

2018年 07月 24日

車番 003190 No.6913 800

基本運賃 ¥1730

迎車料金 ¥130

合計金額 ¥1860

決済対象額 ¥1860

決済金額 ¥1860

上記の通り領収致しました  
毎度御乗車

ありがとうございます

お忘れ物・お問い合わせは  
下記までご連絡ください

富士急静岡タクシー(株)

本社 営業所

電 話

0120-249-001